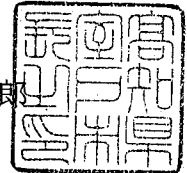


地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の予定の公表

令和5年度室戸市ごみ不法投棄見回り委託業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約により契約を締結する予定であるので、室戸市契約規則第31条の3第1項により公表します。

令和6年3月27日

室戸市長 植田 壯一 郎



記

(1)物品又は役務の名称及び数量	令和6年度 室戸市ごみ不法投棄見回り委託業務
(2)契約者の選定基準	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に該当するシルバー人材センターであること。
(3)契約者の決定方法	上記の選定業者から提出された見積書に記載された額（消費税込）が予定価格内であった場合、契約を締結する。
(4)見積書の提出場所	室戸市浮津25番地1 室戸市役所 市民課
(5)見積書の提出期限	令和6年4月5日 午後1時必着
(6)契約担当部署名称及び所在地	室戸市浮津25番地1 TEL 0887-22-5126 室戸市役所 市民課
備考	業務概要は別紙仕様書のとおり

室戸市ごみ不法投棄見回り業務仕様書

1. 委託業務名 令和6年度 室戸市ごみ不法投棄見回り委託業務
2. 履行場所 室戸市内一円
3. 履行期間 契約日から令和7年3月31日

4. 業務の目的

室戸市全域を不法投棄見回り車により巡回し不法投棄を未然に防止するとともに、不法投棄物・不法投棄者を発見した場合は、投棄者の特定など必要な措置を行う。また、見回り中に発見した回収可能な廃棄物については、その場で回収するものとする。

5. 業務内容

(1) 実施日及び時間帯

1ヶ月2回(24回/1年)

午前8時30分から午後5時15分まで

※1日当たり8時間以内とする。

(2) 実施場所

① 国道55線(吉良川～佐喜浜)、室戸(河内まで)、スカイライン等

② 国道55線(羽根～室戸)、吉良川(傍士～西山)、羽根(船場～北生)等

※ 見回りは、2名で行う。

(3) 実施日ごとに、見回りを行う。

① 不法投棄者を発見した場合は、その発見した場所・状況を記録し、ただちに所轄の警察署に連絡する。並びに、不法投棄者の特定、証拠の保全を可能な限り行う。また、回収可能廃棄物についてはその場で回収し、市の指定場所に持ち帰る。

② 不法投棄を発見した場合は、その発見した場所・状況を記録するとともに、不法投棄物を調査し投棄者を特定できる内容物の発見に努める。

回収可能廃棄物についてはその場で回収し、市の指定場所に持ち帰る。

③ その他の留意事項

- ◆ 業務の実施にあたっては、常に服装を正しくし、礼儀正しく対応するものとし、トラブルが生じることのないよう、細心の注意を払うものとする。
- ◆ 業務に使用する車両には、「不法投棄見回り車」であることが確認できるようにマグネット表示板を貼付すること。

(4) 運行体制等

- ① 不法投棄見回り車1台(受託者が用意する)2名体制
- ② カメラ、筆記器具等
- ③ かなばさみ、回収袋、はさみ、ペンチ、マグネット表示板等

(5) 報告事項

不法投棄見回り業務について、月ごとに業務報告書を作成し提出すること。

(6) 業務の作業に関する留意事項

① 携帯電話

- ◆ 本業務の作業をしているときは、受託者会員は、受注者との連絡用に携帯電話を携帯すること。(携帯電話に関する費用は、受託者の費用とする。)

② 資材等

- ◆ 見回りに必要な資材及び発注者への報告に必要な資材は、原則として受託者の負担で準備する。(車輛、カメラ、筆記用具、携帯電話など)

③ 対応困難なトラブル等

- ◆ 対応困難なトラブル等が発生した場合、受託者会員は速やかに受託者へ連絡し、受託者が発注者へ連絡を行うものとする。
- ◆ 写真撮影を行う場合には、行為者等その他通行人などの肖像が写らないようにすること。

(7) 業務の取扱い

- ① 受託者会員は、発注者の指揮命令を受けない。
- ② 受託者会員は、発注者の雇用する労働者と共同で業務を行わず、独立して業務を行うものとする。
- ③ 受託者会員は、発注者の就業規則並びにサービス規則等に準じない。
- ④ 発注者が、受託者会員の選定配置及び交替に関与せず、名簿や履歴書等の提出を義務付けない。
- ⑤ 作業内容に変更等がある場合は、発注者は受託者会員に直接指示をせず、必ず受託者に連絡し双方協議の上、受託者より受託者会員に指示を行うものとする。

6. その他

- (1) 受託者は、本業務履行中に知り得た情報を発注者の許可なく公表又は利用してはならない。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたっては、関係法令を順守し、交通安全・交通事故防止・安全運転を心がけること。
- (3) その他この仕様書に指定のない事項については、発注者及び受託者の双方が協議のうえ決定する。